

川崎市公告第762号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

令和8年4月9日

川崎市長 福田紀彦

公園の名称	所在地	区域	面積 (㎡)	主な公園施設
野川本町2丁目つつじ公園	宮前区野川本町2丁目 20番42号	別 図	318	修景施設ほか
王禅寺西ハナミズキ公園	麻生区王禅寺西7丁目 18番8号	別 図	238	修景施設ほか

※ 公告日をもって供用開始日とします。